

改正電子帳簿保存法対策セミナー

～まだ間に合う！これから始める最低限対応すべき事～

2022年1月1日の電子帳簿保存法改正により電子化要件が大きく緩和されると同時に、電子取引データ保存が義務化になりました。企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、早急な対応が必要です。

電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書のPDFファイルやEDIシステムで授受されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりました。今回のセミナーでは、準備すべき事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明します。

講座内容

- ・電子帳簿保存法（電帳法）とは？
電帳法の規制の範囲
帳簿・書類・電子取引とは
- ・今回の改正の内容
電子帳簿等保存制度/スキャナ保存制度
- ・電子取引データ保存
電子取引とは何か
電子取引の保存要件
- ・2022年1月1日からの改正電帳法対応方法

講師名

きむら あきらこ
税理士事務所
所長

きむら あきらこ
木村 聡子 氏

税理士。法政大学卒。2000年よりきむらあきらこ税理士事務所代表。相続税贈与税の税務申告や、中小企業の税務顧問だけでなく、税務に関する講演実績も多数で、その分かりやすさに定評がある。



日時

令和4年11月11日（金） 14:00～16:00

会場

サントミュージゼ 多目的ホール（上田市天神3-15-15）

受講料

無料

定員

50名（先着順）

※マスク着用・検温・消毒など感染症対策をお願い致します。 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

お問い合わせ：最寄りの商工会又は上田市商工会（セミナー事務局 TEL:42-2213 上田市上丸子950）
お申込み：上田市商工会（FAX:42-7142）もしくは最寄りの商工会

↓ こちらにご記入の上 FAX してください		申込締切	令和4年11月1日（火）
所在地		事業所名	
TEL		氏名	
FAX			

※ご記入いただいた情報は、講座運営にかかわる諸連絡・事務、及び各種講座情報提供の目的に使用致します。

主催：長野県商工会連合会 経営支援センター上小グループ 青木村商工会（FAX:49-3651 TEL:49-2146）
上田市商工会（FAX:42-7142 TEL:42-2213） 真田町商工会（FAX:72-4051 TEL:72-4050）
東御市商工会（FAX:75-0875 TEL:75-5536） 長和町商工会（FAX:68-2670 TEL:68-2651）